

○農林水産省告示第一千四百二十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年十二月十七日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 保安林の所在場所 広島県広島市安佐北区落合南六丁目一の一（次の図に示す部分に限る）、宇光掛山四一二二の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

六丁目一の一、安佐北区落合南町四、字光掛山四一二二の一（次の図に示す部分に限る）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第一千四百二十一號
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年十二月十七日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字水無一七〇の七

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を大坂府庁及び枚方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第一千四百三十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年十二月十七日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字水無一七〇の七

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第一千四百三十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年十二月十七日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 保安林として指定された目的 水源の涵養
川内市久見崎町字小平一七五六（次の図に示す部分に限る）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

六丁目一の一、安佐北区落合南町四、字光掛山四一二二の一（次の図に示す部分に限る）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第一千四百三十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年十二月十七日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 保安林として指定された目的 水源の涵養
川内市久見崎町字小平一七五六（次の図に示す部分に限る）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を大坂府庁及び枚方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第一千四百三十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年十二月十七日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区梅ヶ島字棚ノ沢五三一七の二

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を大坂府庁及び枚方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第一千四百三十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年十二月十七日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区梅ヶ島字棚ノ沢五三一七の二

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第一千四百三十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年十二月十七日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 愛知県北設楽郡設楽町田峯字段戸一の一（国有林。次の図に示す部分に限る）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
（次の図）は、省略し、その図面を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する）

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）